

第3章 具体的な取組

第1項 施策の方向性

○県が行う障害者施策について、第1章に掲げた基本理念にのっとり、次の8項目を施策の柱として取り組みます。

1. 障害等についての理解促進

県民一人ひとりが障害等について正しく理解するため、啓発・広報活動を促進します。

2. 障害のある子供に関する支援の推進

障害のある子供が、将来、社会で自立できるよう、一人ひとりの障害の状態やニーズに応じた指導と支援を受けながら、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶことを目指す取組を推進します。

3. 雇用・就労・経済的自立の推進

障害のある人が希望に応じて就労できるよう、就業機会の確保に努めるとともに、それぞれの障害の特性に応じた能力を発揮できるよう支援することで、障害のある人の経済的な自立を推進します。

4. 安心して暮らせる地域づくりの推進

障害のある人が安心して生活できるよう、相談支援体制や福祉サービスの充実を図るなど、地域で協力し合う体制づくりを推進します。

また、^{しょうがい}障害を理由とする^{りゆう}差別の^{さべつ}解消や^{かいしょう}権利利益の^{けんりりえき}侵害の^{しんがい}防止を^{ぼうし}推進^{すいしん}します。

5. ^{ほけん}保健・^{いりょう}医療の^{じゅうじつ}充実

^{しょうがい}障害のある^{ひと}人が^{てきせつ}適切な^{ちりょう}治療を受けることができるよう、^{しょうがい}障害の^{そうきはっけん}早期発見、^{そうきちりょう}早期治療を^{すいしん}推進します。

6. ^す住みやすい^{せいかつかんきょう}生活環境^{すいしん}づくりの推進

^{どうろ}道路、^{こうきょうこうつうきかん}公共交通機関や^{しせつどう}施設等の^かバリアフリー化を^{すす}進め、^{しょうがい}障害のある^{ひと}人が^す住みやすい^{せいかつかんきょう}生活環境^{すいしん}づくりを推進します。

7. ^{じょうほう}情報・^{かか}コミュニケーションに^{しえん}係る^{すいしん}支援の推進

^{いし}意思疎通^{しえんしゃ}支援者による^{じょうほうほしょうとう}情報保障等、^{ひつよう}必要な^{じょうほう}情報の^{りよう}アクセシビリティ（^{こうじょう}利用しやすさ）の^{はか}向上を図ります。

8. ^{ぼうさいたいさく}防災対策の^{すいしん}推進

^{さいがい}災害が発生したときに、^{しょうがい}障害のある^{ひと}人が^{あんぜん}安全に^{ひなん}避難し、^{ひなんせいかつ}避難生活を^{おく}送ることができるような^{たいせい}体制^{すいしん}づくりを推進します。

き くにしょうがいしや しさくたいけい
紀の国障害者プラン2018の施策体系

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 障害等についての理解促進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害や障害のある人への理解の促進 (2) 「心のバリアフリー」や福祉教育等の推進 |
| 2. 障害のある子供に関する支援の推進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育施策の充実 (2) 療育施策の充実 |
| 3. 雇用・就労・経済的自立の促進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合的な就労支援施策の推進 (2) 雇用の場の拡大 |
| 4. 安心して暮らせる地域づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 相談支援体制の整備 (2) 人権擁護の推進等 (3) 障害福祉サービス等の充実 (4) 障害のある人の地域移行・地域定着の促進 (5) 生きがい対策の推進 (6) ボランティア活動の推進 (7) 防犯・消費者被害の防止 |
| 5. 保健・医療の充実 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害の原因となりうる疾病等の予防 (2) 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実 (3) 精神保健・医療施策の推進 |
| 6. 住みやすい生活環境づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅・建築物等のバリアフリー化の推進 (2) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進 |
| 7. 情報・コミュニケーションに係る支援の促進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報バリアフリー化の推進 (2) 情報提供の充実 |
| 8. 防災対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災時の避難対策等 (2) その他の災害対策 |

第2項 各分野の取組

1. 障害等についての理解促進

○全ての人がお互いに尊重し合う社会の実現に向けて、県民一人ひとりが障害や障害のある人に対し、理解を深めることを目指します。

○県の広報紙、広報番組やイベント等を通じて広く啓発活動に取り組みます。

○特に外見からは理解されづらい障害について、理解を深める取組を進めます。

○障害を理由とする不当な差別をなくすとともに、障害のある人に必要な配慮がなされるよう、障害者差別解消法の啓発を進めます。

(1) 障害や障害のある人への理解の促進

① 啓発・広報活動の推進

○広報紙「県民の友」、テレビ広報番組「きのくに21」やラジオ広報番組「ラジオでお届け！県政最前線」、県ホームページやメールマガジン等、あらゆる広報媒体を効果的に活用し、啓発・広報活動の充実を図ります。

○障害や障害のある人への理解を深めるため、「障害者週間」「人権を考える強調月間」にあわせ、各種イベントを実施します。

○様々な障害特性を理解し、障害のある人が困っている場面で積極的にサポートを実践する「あいサポート運動」を推進するため、

きぎょう がっこう だんたいとう さんか はたら
企業、学校やボランティア団体等の参加を働きかけます。

②外見から理解されづらい障害等への理解促進

せいしんしょうがい はたつしょうがい こうじのうきのうしょうがい なんびょうとう
○精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等について、それ
せいしんほけんふくし はたつしょうがいしやしえん こ
それ精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、子ども・
じよせい しょうがいしやそうだん なんびょう こ ほけんそうだんしえん とう
女性・障害者相談センター、難病・子ども保健相談支援センター等
せんもんてききかん こうえんかい けんしゅうかい かいさいとう しょうがいとう りかい
の専門的機関において、講演会や研修会の開催等、障害等の理解を
ふか けいはつ じっし
深めるための啓発を実施します。

ないぶしょうがいとう がいけん しょうがい わ ひと えんじよ
○内部障害等、外見から障害のあることが分かりづらい人が、援助や
はいりよ ひつよう しゅうい つた こうふ
配慮を必要としていることを周囲に伝える「ヘルプマーク」の交付を
すいしん せいど しゅうち と く
推進するとともに、制度の周知に取り組みます。

にんちしょう ただ ちしき ふきゅう しょう ちゅうがくせい ひ つづ
○認知症の正しい知識を普及するため、小・中学生をはじめ、引き続
にんちしょう ようせい と く にんちしょう ひと かぞく ちいき
き認知症サポーターの養成に取り組み、認知症の人や家族を地域で
みまも たいせい せいび
見守るための体制を整備します。

(2) 「心のバリアフリー」や福祉教育等の推進

①地域社会や職場における理解促進

きぎょう ちいき しょうがい かん りかい そくしん きぎょう
○企業や地域において障害に関する理解を促進するため、企業や
じちかいとう たい きぎょう だんたい とうろく はたら
自治会等に対して「あいサポート企業・団体」への登録を働きかけ
ます。

せいしんしょうがい ひととう かぞく たい ふくしせいど しゅうち かつよう うなが
○精神障害のある人等の家族に対し福祉制度を周知し、活用を促し
ます。また、講演会や交流会を開催し、障害に関する正しい理解を
こうえんかい こうりゅうかい かいさい しょうがい かん ただ りかい

深めるとともに、障害のある人や家族の交流を広めます。

②学校における人権教育や福祉教育等の推進

○障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育の理解を深めるため、県民や障害のある子供の保護者、各学校の教職員を対象とする特別支援教育啓発セミナーの開催や啓発リーフレットの配布を行い、周知します。

○特別支援学校や障害のある人に対する理解を深めるため、各特別支援学校で学校を開放します。また、和歌山ろう学校で広く県民を対象に手話講座を開催するなど地域との交流を図ります。

○各学校において効果的に人権教育を実施するため、人権教育リーダーを養成し指導方法の充実を図ります。

◎啓発・広報における数値目標

	2016年度	2020年度	2023年度
あいサポーター数（累計）	1,639人	20,000人	35,000人
あいサポート企業・団体数（累計）	7団体	70団体	130団体

2. 障害のある子供に関する支援の推進

○障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育システム（※）を推進するため、特別支援教育の一層の充実を図ります。

○障害のある子供が、将来、社会で自立できるように身近な地域で専門的な教育や医療の支援を行います。

※インクルーシブ教育システム

障害のある子供が、障害のない子供と可能な限り共に学ぶとともに、自立や社会参加に向けて一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じた指導や支援を受けることができる多様な柔軟な仕組み

(1) 教育施策の充実

①教育支援（就学指導）の充実

○障害のある児童生徒の適切な就学を支援するため、障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意向を踏まえ総合的な観点から就学先を決定する取組を市町村教育委員会と連携して進めていきます。

②特別支援教育の推進

○教員一人ひとりが多様化する幼児児童生徒の課題について対応できるよう、特別支援学校や小学校・中学校の通級指導教室担当教員等の特別支援教育に関する専門性のある教員による巡回相談を実施します。

しょうがい ようじじどうせいと がっこう がくねん か いっかん
○障害のある幼児児童生徒について、学校や学年が変わっても一貫し
た指導や支援を行うことができるよう、特別支援学校や、小学校・
ちゅうがっこう とくべつしえんがっきゅう つうきゅうしどうきょうしつ まな ようじじどうせいと
中学校の特別支援学級、通級指導教室で学ぶ幼児児童生徒につ
いて個別の教育支援計画（つなぎ愛シート）を活用した引継体制を
すいしん
推進するとともに、こうとうがっこう そつぎょうこ ひきつ しく こうちく
高等学校や卒業後へ引き継ぐ仕組みを構築しま
す。

とくべつしえんがっこう とくべつしえんがっきゅう つうきゅうしどうきょうしつたんとうきょういん たいしやう
○特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室担当教員を対象に
したしょうがい ようじじどうせいと りかい しえんほうほう かん けんしやう
障害のある幼児児童生徒の理解や支援方法に関する研修を
おこな など きやういん とくべつしえんきやういん かん せんもんせい こうじやう はか
行う等、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

しょうがい ようじじどうせいと きやういん じゅうじつ はか とくべつしえん
○障害のある幼児児童生徒の教育の充実を図るため、特別支援
きやういん きそ きほんけんしやう とくべつしえんがっこうきやういん しゆめんきよじやう しゆとく
教育基礎・基本研修や、特別支援学校教諭2種免許状を取得する
ためのきやういんしよくいんめんきよほうにんていこうしゅうかいとう じっし とくべつしえんきやういん
教育職員免許法認定講習会等を実施し、特別支援教育に
たすさ きやういん じっせんりよく せんもんせい たか
携わる教員の実践力や専門性を高めます。

しょうがい こども きやういん けんきやう こくりつとくべつしえんきやういんそうごう
○障害のある子供の教育を研究している国立特別支援教育総合
けんきやうじや だいがく きやういん はけん おこな ちいき ちゅうかく とくべつしえん
研究所や大学に教員の派遣を行い、地域の中核となる特別支援
きやういんたんとうきやういん けいかくてき ようせい ちいき とくべつしえんきやういんたいせい
教育担当教員を計画的に養成し、地域の特別支援教育体制の
じゅうじつ はか
充実を図ります。

③交流及び共同学習の推進

とくべつしえんがっこう しょうがっこう ちゅうがっこう こうとうがっこうとう こうりゅうおよ きやういん
○特別支援学校と小学校・中学校・高等学校等の交流及び共同
がくしゅう じっし しょうがい ようじじどうせいと しょうがい
学習を実施することで、障害のある幼児児童生徒と障害のない
ようじじどうせいと たが りかい あ とりくみ すす
幼児児童生徒が互いに理解し合う取組を進めます。

④ 職業教育及び進路指導の充実

○障害のある生徒の「働く意欲・態度」を育むため、民間企業、福祉事業所等での現場実習の充実を図ります。

○障害のある生徒の社会的自立、職業的自立を推進するため、特別支援学校、行政、公共職業安定所や就労系サービス事業所等で構成する特別支援学校進路対策協議会において、各特別支援学校が有する成果・課題等について情報共有を図ります。

また、特別支援学校においては児童生徒の状況に応じて関係機関と連携し、進路指導の充実を図ります。

⑤ 教育環境の整備

○日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある子供（以下「医療的ケア児」という。）が安心して学校生活を送れるよう、医療的ケア児の在籍等にに応じて各特別支援学校に看護師を配置します。

⑥ 地域社会における学習機会・環境の充実

○障害のある子供の自立や社会参加を促すため、放課後や週末に、学校近隣の中高生ボランティアとの交流、スポーツ体験や文化体験活動、地域の清掃活動等、地域や学校の特色を生かした様々な活動を実施します。

○特別支援学校の生徒がスポーツを通じて交流する機会を確保するため、県特別支援学校体育大会の開催支援や近畿大会への生徒の

はけん しえん
派遣を支援します。

けんりつとしょかんとく がくしゅう じゅうじつ はか だいかつじほん
○県立図書館等における学習サービスの充実を図るため、大活字本
ろくおんとしょうどう しょうがい ひと おう しりょう しゅうしゅう
や録音図書等、障害のある人のニーズに応じた資料を収集し、
ていきょう
提供します。

(2) 療育施策の充実

こ じょせい しょうがいしやそうだん どう せんもんきかん しょうがい こども
○子ども・女性・障害者相談センター等の専門機関で、障害のある子供
かん そうだん たいおう せんもんてき じょげん しどう おこな
に関する相談に対応し、専門的な助言、指導を行います。

にゅうようじけんこうしんさとう けっか しんしん はったつ はついく おく もんたい はっけん
○乳幼児健康診査等の結果、心身の発達・発育に遅れや問題が発見された
にゅうようじ ほごしゃ たいしょう い しどう りょういくそうだんしどう じっし
乳幼児とその保護者を対象に、医師等による療育相談指導を実施しま
す。

また、しちょうそん かんけいきかん きんみつ れんけい き め えんかつ はや だんかい
市町村や関係機関と緊密に連携し、切れ目なく円滑に早い段階で
りょういくしえん
療育支援につなげます。

しょうがい みしゅうがく こども たい にちじょうせいかつ きほんてき どうさ
○障害のある未就学の子供に対して、日常生活における基本的な動作
しどう しゅうだんせいかつ てきおうくんれんどう おこな じどうはったつしえん
の指導や集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援センター」
かくしょうがいほけんふくしけんいき せっち はたら けんない
について、各障害保健福祉圏域への設置を働きかけます。また、県内
すべ しちょうそん しょうがい こども しゅうだんせいかつ てきおう
全ての市町村で、障害のある子供が集団生活に適応できるように
ほいくしょ がっこうどう しどう おこな ほいくしょうほうもんしえん りょう
保育所、学校等に指導を行う「保育所等訪問支援」サービスを利用
きるように、「児童発達支援センター」を中核とした地域の療育支援
たいせい かくりつ
体制を確立します。

○重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」について、各圏域に1か所以上設置し、重症心身障害児が身近な地域で必要な支援を受けることができる体制づくりを推進します。

○医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援を適切に行える人材及び地域において保健、医療、福祉、保育、教育等関係者からの必要な支援を総合的に調整するコーディネーターを養成します。

○医師、看護師、支援員等の専門家チームを各障害保健福祉圏域（和歌山市圏域を除く。）ごとに、家庭、施設、学校等に派遣し、地域で生活する障害のある子供と介護者に対して、身近なところでリハビリテーションを提供します。

○保護者が仕事等の理由で昼間家庭にいない児童に、遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）において、障害のある子供の利用を促進するため、専門的知識を有する職員の配置を支援します。

○新生児聴覚スクリーニングテストや乳幼児健康診査等の結果、発見された身体障害者手帳対象外の軽度・中等度難聴児に対して、早期に補聴器を着用することを支援します。

きょういく りょうよう すうちもくひょう
 ◎教育・療養における数値目標

	ねんど 2016年度	ねんど 2022年度
とくべつしえん ひつよう こども 特別支援を必要とする子供への「つなぎ愛シート」 こべつ きょういくしえんけいかく さくせいりつ ト」（個別の教育支援計画）作成率（※）	ようちえん 幼稚園	ようちえん 幼稚園
	しょうがっこう 小学校	しょう ちゅう こうとう 小・中・高等
	ちゅうがっこう 中学校	がっこう 学校とも
	こうとうがっこう 高等学校	100.0%

だい きわかやまけんきょういくしんこうきほんけいかく ねんど もくひょうち
 ※「第3期和歌山県教育振興基本計画」(2018～2022年度)の目標値

※「つなぎ愛シート」作成率:「つなぎ愛シート」の作成を必要とする幼児児童生徒のうち、実際に作成されている幼児児童生徒の割合で示しています。

	ねんど 2017年度	ねんど 2020年度
じどうはったつしえん かくしょうがいほけんふくしけんいき しょ 「児童発達支援センター」を各障害保健福祉圏域に1か所 いじょうせっち 以上設置	けんいき 7圏域	けんいき 8圏域
じゅうしょうしんしんしょうがいじ しえん じどうはったつしえんじぎょうしょ およ 重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び ほうかごとう じぎょうしょ かくしょうがいほけんふくしけんいき 「放課後等デイサービス事業所」を各障害保健福祉圏域に しよいじょうせっち 1か所以上設置	けんいき 5圏域	けんいき 8圏域
いりょうてき じ かくしょうがいほけんふくしけんいき せつ 医療的ケア児コーディネーターを各障害保健福祉圏域に設 ち 置	—	けんいき 8圏域

3. 雇用・就労・経済的自立の促進

しょうがい ひと ちいき じりつ せいかつ けいそく いとな しょうがい
○障害のある人が、地域で自立した生活を継続して営むには、障害の
ひと しゅうろう しえん たいせつ
ある人の就労を支援することが大切です。

しょうがい ひと しょうがい ていど てきせい おう しゅうろう しえん
○障害のある人が障害の程度や適性に応じて就労できるよう支援しま
とく とくてい ぶんや ひい のうりよく み しゃかいてきかつよう むす
す。特に、特定の分野に秀でた能力を見いだして社会的活用に結びつ
けらるとともに、経済的自立に活かすことができるよう支援します。

しょうがい ひと かぞく きぎょう たいしょう しょうがい ひと しゅうろう かん
○障害のある人とその家族、企業を対象に、障害のある人の就労に関す
りかい ぶか とりくみ おこな
る理解を深める取組を行います。

ふくしてきしゅうろう しょうがい ひと けいざいてき じりつ せいかつ おく
○福祉的就労をしている障害のある人が、経済的に自立した生活を送る
こうちんこうじょう めざ とりくみ おこな
ことができるよう、工賃向上を目指した取組を行います。

しゅうろうけい じぎょうしょ たい いっぱんしゅうろう いこう そくしん
○就労系サービス事業所に対し、一般就労への移行を促進するため、ノ
きょうゆう はか とりくみ おこな
ウハウの共有を図る取組を行います。

(1) 総合的な就労支援施策の推進

①福祉就労支援策の充実

しゅうろうけい ふくし じぎょうしょ しゅうろう きかい ていきょう しゅうろう
○就労系の福祉サービス事業所において、就労の機会を提供し、就労
ひつよう ちしき しゅうとく くんれん じっし
に必要な知識を習得するための訓練を実施します。

しゅうろうけい ふくし じぎょうしょ りよう しょうがい ひと せいかつ あんてい
○就労系の福祉サービス事業所を利用する障害のある人の生活の安定
はか じぎょうしょ せいさく じしゅせいひん ていきてき はんばいかい かいさい
を図るため、事業所が製作する自主製品の定期的な販売会の開催による
りゅうつう はんろ かくだい のうさくもつ せいさん かこう のうぎょう と い
流通販路の拡大や、農作物の生産や加工など農業を取り入れた
じぎょうぶんや かくだいとう せいひん ふか かつ たか とりくみ しえん こうちん
事業分野への拡大等、製品の付加価値を高める取組を支援し、工賃の
こうじょう はか
向上を図ります。

けん おこな
○県における物品の購入や役務の提供について優先発注を行い、
しゅうろうけい ふくし じぎょうしょ じゅちゅう かくたい はか しょうがい ひと
就労系の福祉サービス事業所の受注の拡大を図り、障害のある人の
こうちんこうじょう めざ しちょうそん ゆうせんはっちゅう はたら
工賃向上を目指します。また、市町村にも優先発注を働きかけます。

② 職業能力開発

しよくぎょうのうりよくかいはつ
○県立和歌山産業技術専門学院において、知的障害のある人を対象と
した職業能力開発のカリキュラムを実施します。また、入学生の
しょうか はか くんれんないよう じゅうじつ しゅうち きょうか つと
増加を図るため、訓練内容の充実と周知の強化に努めます。

しょうがい ひと しよくぎょうのうりよく たか
○障害のある人の職業能力を高めるため、パソコンの操作や介護業務
とう じっちくんれん じっし しよくぎょうくんれんせい ふ
等の実地訓練を実施します。また、職業訓練生を増やすため、さらに
こうかてき しゅうち と く
効果的な周知に取り組みます。

③ 一般就労支援策の充実

しょうがい ひと こじん のうりよく たか いっぱんしゅうろう ひつよう ぎのう
○障害のある人が個人の能力を高め、一般就労するために必要な技能
くんれん しょくば しゃかいじん しゅうとく おこな しゅうろういこう
訓練や職場における社会人としてのマナーの習得を行う「就労移行
しえん じぎょうしょ こうじょう じぎょうしょしょくいん たいしょう こうかてき
支援」事業所のサービス向上のため、事業所職員を対象に効果的な
しえんほうほう けんしゅう おこな きのおきょうか はか しゅうろういこう
支援方法について研修を行い、機能強化を図ります。また、「就労移行
しえん せっきょくてき かつよう かんけいきかん よ
支援」のための積極的な活用を関係機関に呼びかけます。

しょうがい ひと いっぱんしゅうろういこう しゅうろうていちゃく はか かくけんいき
○障害のある人の一般就労移行と就労定着を図るため、各圏域に
ろうどうきょく きょうどう せっち しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん
労働局と共同で設置した「障害者就業・生活支援センター」にお
こよう ほけん ふくし きょういくとう かんけいきかん しゅうろうけい じぎょうしょ
いて、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関や、就労系サービス事業所
れんけい きょうか
との連携を強化します。

○就労後の定着を図るため、訪問や電話による本人の勤務先との連絡調整や就労したことで新たに生じる生活面の課題に助言を行う「就労定着支援」の充実を図ります。

○障害のある人の一般就労を促進するため、特別支援学校や就労系の福祉サービス事業所を対象とした研修会を開催し、教員や施設職員等の一般就労に対する取組を支援します。

(2) 雇用の場の拡大

○障害者の雇用の場を拡大するため、企業への研修等を通じて、障害者雇用に関する理解を深めます。

○障害のある人が安心して働くことができるよう、障害のある人の職場環境への適応を支援するジョブサポーターを育成し、派遣します。

○知的障害や発達障害のある人を介護職員に養成するための研修を実施し、介護職場への就労を支援します。また、企業等でのインターンシップ事業を通じ、障害のある人の就労を支援するとともに、企業等における障害及び障害のある人に対する理解を促進します。

○民間企業における障害のある人の雇用の場を拡大するため、県は建設工事に係る委託業務の一部において、障害者雇用を進める企業を配慮した入札を実施します。

こよう しゅうろう すうちくひょう
 ◎雇用・就労における数値目標

	2016年度	2020年度	2023年度
ふくしせつ いっぱんしゅうろういこうしゃすう 福祉施設からの一般就労移行者数	81人	118人	158人
いっぱんしゅうろういこうりつ わりいじょう しゅうろういこう 一般就労移行率が3割以上の就労移行 しえんじぎょうしょ ぜんたい し わりあい 支援事業所が全体に占める割合	29.1%	50.0%	65.0%
しゅうろういこうしえんじぎょう りようしゃすう 就労移行支援事業の利用者数	172人	230人	300人
ふくしせつ しょうがいしゃしゅうぎょうせいかつしえん 福祉施設から障害者就業・生活支援 ゆうどうしやすう センターへの誘導者数	—	310人	380人
しゅうろうていちゃくしえんじぎょうりようしゃ ねんご 就労定着支援事業利用者の1年後の しょくばていちゃくりつ 職場定着率	—	75.0%	80.0%
ふくしせつ しゅうろうけいぞくしえん がた へいきんこうちん 福祉施設（就労継続支援B型）の平均工賃 げつがく 月額	16,489円	18,600円	20,300円

4. 安心して暮らせる地域づくりの推進

○障害のある人の暮らしについては、地域移行を最優先するのではなく、福祉施設、グループホーム等様々な選択肢の中から、障害のある人がそれぞれの状態に応じ、希望する生活を送ることができるよう、本人の意思決定を尊重した支援を行います。

○身近な地域での相談支援体制や障害福祉サービスの充実を図り、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

○障害のある人の利益を守り、権利を実現するため、虐待防止の推進に取り組みます。

○精神科病院に長期にわたり入院している精神障害のある人については、障害の程度に考慮し、地域生活に関心を持ってもらえるような働きかけを行った上で、退院希望のある人に対し、積極的に退院支援を進めます。

○障害のある人が生きがいをもって暮らせるよう、障害者スポーツや芸術・文化活動等の推進に取り組みます。

○また、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、障害特性に配慮した防犯対策や消費者トラブル防止に取り組みます。

(1) 相談支援体制の整備

① 身近な相談支援体制の整備

○日常生活における課題解決や希望に応じた障害福祉サービス利用等、障害のある人の全般的な相談に応じる相談支援事業所の機能を高めるため、相談支援専門員の養成とサービスの向上を図ります。

○身近な地域で発達障害のある人や子供からの相談に対応し支援を行うために取り組む市町村職員等に対し研修を行い、知識と対応力の向上を図っていきます。

○発達障害のある子供を育てた経験を持つ親が、その経験を活かして相談・支援を実施する「ペアレント・メンター」を養成します。

○障害のある人が利用するサービスの手続きや金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を支援します。

○全ての妊産婦及び乳幼児とその保護者を対象に、保健師等の専門職による切れ目のない総合的支援を行う「子育て世代包括支援センター」を設置する市町村に対し、財政支援や専門職に対する研修実施等技術支援を行います。

②専門的な相談支援体制の充実

○地域の課題を協議して解決へ導くため、市町村や障害福祉サービス事業所等により構成される「地域自立支援協議会」をはじめ、市町村が実施する障害児者相談支援事業に障害福祉サービス等の専門的知識を有するアドバイザーを派遣し、助言等を行います。

○障害のある人の相談業務を行う市町村や相談支援事業所等を対象として、弁護士相談を実施します。

○市町村の個別虐待事案に対応するため、弁護士等を派遣し対応方針に
対して助言します。

○医療、保健、福祉、教育、労働等の関係団体等を構成員とする発達
障害者支援地域協議会において、地域における発達障害の課題と対策
について検討を行います。

(2) 人権擁護の推進等

① 障害のある人の人権擁護

○障害のある人の人権の理解を深め、より人権尊重の観点に立った
障害福祉サービスを提供するため、事業所の管理者、人権擁護推進員
に対する研修を実施します。

○障害のある人の社会的障壁を除去するため、合理的配慮の提供等、
障害のある人に対する適切な対応が行われるよう、県内企業、事業者
に対し取組を呼びかけます。

○障害のある人の意思決定を支援するため、和歌山県成年後見支援セン
ターと連携して相談会を開催するなど、障害のある人やその家族へ
成年後見制度の周知徹底を図ります。

(3) 障害福祉サービス等の充実

① サービスの充実等

○障害福祉サービス事業所の従事者を対象に、強度行動障害がある人
や視覚障害のある人に対する対応についての専門的な研修を行い、

しょうがいふくし しつ こうじょう はか
障害福祉サービスの質の向上を図ります。

しょうがい ひと あんしん てきせい しょうがいふくし りよう
○障害のある人が安心して適正な障害福祉サービスを利用できるよう、
じぎょうしょ たい だいさんしゃひょうかじぎょう じっし はたら
事業所に対して第三者評価事業の実施を働きかけます。

じりつおよ しゃかいさんか そくしん ②自立及び社会参加の促進

しょうがい ひと じりつ そくしん しかくしょうがい ひと たい ほんこう
○障害のある人の自立を促進するため、視覚障害のある人に対する歩行
くんれん おんせいきのう そうしつ ひと たい はっせいくんれん そうぐ そうちやく
訓練、音声機能を喪失した人に対する発声訓練、ストマ装具を装着す
ひと たい そうぐ しどうとう かくしゅくんれんとう じっし しんたい
る人に対する装具の指導等、各種訓練等を実施します。また、身体
しょうがいしゃほじょけん もうどうけん ちょうどうけん かいじょけん きゅうふ おこな しょうがい
障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の給付を行い、障害のあ
るかた しゃかいさんか すいしん
る方の社会参加を推進します。

いどう はいりょ よう ひと がいしゅつじ いっぱんどうろじょう ちゅうしゃ
○移動に配慮を要する人が外出時に一般道路上に駐車できるようにす
しょうがいしゃちゅうしゃきんしじょがいていしゃせいどかつよう すいしん
るため、障害者駐車禁止除外指定車制度活用を推進します。

くるま しょうしゃようちゅうしゃかくとう てきせいりよう そくしん いどう はいりょ
○車いす使用者用駐車区画等の適正利用を促進するため、移動に配慮を
よう ひと りようしょう こうふ ちゅうしゃじ けいじ しょうがいしゃとうようちゅうしゃかく
要する人に利用証を交付し、駐車時に掲示する「障害者等用駐車区画
りようしょうせいど じっしきょうりよく ちゅうしゃかく かくだい きぎょうとう はたら
利用証制度」の実施協力や駐車区画の拡大を企業等に働きかけます。
また、ひ つづ けんみん たい くるま しょうしゃちゅうしゃかくとう てきせいりよう
また、引き続き、県民に対して車いす使用者駐車区画等の適正利用に
よ
ついて呼びかけます。

しょうがい ひと ちいきいこう ちいきていちゃく しえん (4) 障害のある人の地域移行・地域定着の支援

しせつ にゅうしょ しょうがい ひと きぼう ひと せいしんかびょういん
○施設に入所している障害のある人のうち希望する人や精神科病院に
にゅういん しょうがい ひと たいしょう ちいき せいかつたいけん ちいき
入院している障害のある人を対象に、地域における生活体験や地域
せいかつ かん じょうほうていきょう おこな にゅうしょしゃ ちいき もと せいかつ
での生活に関する情報提供を行うなど入所者が地域へ戻って生活

する意欲を高めるための取組を行うとともに、保護者にも不安を和らげるよう説明を実施するよう福祉施設等に働きかけます。

なお、精神科病院については、入院中から相談支援事業所、行政、ピアサポーター等に相談できる体制を構築し、入院患者の早期退院をめざします。

○障害のある人が福祉施設を退所または精神科病院を退院して地域で生活するにあたり、利用を希望する人の増加が予想される「共同生活援助（グループホーム）」の整備を促進するとともに、様々な障害特性や障害程度の人に対応できるよう、職員の資質向上のための研修を行います。

また、移行後の地域での生活を支援するため、「居宅介護」や「生活介護」等の障害福祉サービスを充実するように努めます。

○地域で生活することを希望する障害のある人を支援するため、地域における生活体制を整える「地域移行支援」、移行後の地域での生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保して緊急時に必要な支援を行う「地域定着支援」、定期的に利用者の居宅を巡回訪問する「自立生活援助」の充実に取り組み、活用を呼びかけます。

○障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害のある人が福祉施設を退所または精神科病院から退院しても地域で安心して生活できるよう、グループホームを利用した一人暮らしの体験の機会提供、緊急時の受入体制の確保に向けた取組等、障害のある人を地域で支える仕組みを整備します。

(5) 生きがい対策の推進

○2021年度に本県で開催する第21回全国障害者芸術・文化祭に向け、障害のある人が文化活動を発表する機会や芸術文化を鑑賞する機会をさらに充実します。

○障害のある人が地域で充実した生活を送ることができるよう、健康づくりをすすめるとともに、生きる張り合いや楽しみをつくるため、障害者スポーツ大会、障害者スポーツ教室の開催や芸術・文化活動に取り組む機会を提供します。

(6) ボランティア活動の推進

○障害のある人を支えるボランティア活動を推進するため、引き続きボランティアコーディネーターの養成を行います。また、障害のある人や関係機関にボランティアセンターの情報の周知を行い、ボランティア活動の機運を高めます。

(7) 防犯・消費者被害の防止

○聴覚障害や言語障害のある人等が緊急時に通報できるメール 110番システムについて、引き続き広く利用されるよう、周知します。

せいかつしえん すうちもくひょう
◎生活支援における数値目標

	2016年度	2020年度	2023年度
相談支援専門員の養成	903人	1,432人	1,777人
第三者評価事業実施事業所数	0か所	5か所	10か所
障害者支援施設から地域生活へ移行した者 (※計画期間の累計)	—	50人	50人
精神科病床における65歳以上の1年以上の 長期入院患者数	658人	550人	481人
精神科病床における65歳未満の1年以上の 長期入院患者数	476人	453人	372人
共同生活援助(グループホーム定員数)	1,148人	1,323人	1,467人
訪問系サービス	2,318人	2,643人	2,968人
生活介護	2,428人	2,895人	3,067人
地域移行支援	12人	71人	130人
地域定着支援	50人	136人	222人
自立生活援助	—	52人	104人
障害者支援施設入所者	1,251人	1,226人	1,226人
精神科病院に入院した患者数の入院後3か 月時点の退院率	68.6%	69.0%	69.0%
精神科病院に入院した患者数の入院後6か 月時点の退院率	85.1%	86.0%	86.0%
精神科病院に入院した患者数の入院後1年 時点の退院率	88.0%	91.0%	91.0%
県内で開催される障害者スポーツ大会等へ の参加者数	2,329人	3,140人	3,572人
ペアレント・メンター	28人	36人	44人

5. 保健・医療の充実

○障害や障害の原因となる疾病等の早期発見・早期治療は、障害を軽減したり、障害の重度化等を予防する重要な取組です。

○早期発見・早期治療を推進するため、適切な医療やリハビリテーション等を受けることができる体制づくり等を推進します。

○特に自殺については、精神疾患との関連性も高く、早期発見・早期治療が重要となるため、精神保健福祉センターや保健所を中心として、身近な地域における相談体制の充実を図り、こころの健康づくりに取り組みます。

(1) 障害の原因となりうる疾病等の予防

○リスクの高い妊婦や新生児の受入・治療を行う体制を確保するため、周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、周産期母子医療センター、正常分娩を取り扱う分娩医療機関、助産所及び消防機関の連携を強化し、安心して出産できる体制を堅持します。

○障害の原因となりうる病気を早期に発見し、治療や適切な支援につなげるため新生児を対象に先天性代謝異常等検査を行うとともに、市町村が実施する妊婦・乳幼児健康診査に対する技術的な助言を行います。

(2) 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

①医療の充実・提供等

○障害のある人が適切な医療を受けられるよう、医療費助成制度により、負担軽減を図ります。

いりょうひじょせいせいど 医療費助成制度	たいしょうしょうがいとう 対象となる障害等	せいど ないよう 制度の内容
じりつしえんいりょうせいど せいしんつういんいりょう 自立支援医療制度（精神通院医療）	せいしんしょうがい 精神障害	げんそく わりふたん しょとく じこ 原則1割負担（所得により自己 負担上限額あり）
じりつしえんいりょうせいど いくせいりょう 自立支援医療制度（育成医療）	じどう しんたいしょうがい 児童の身体障害	げんそく わりふたん しょとく じこ 原則1割負担（所得により自己 負担上限額あり）
じりつしえんいりょうせいど こうせいりょう 自立支援医療制度（更生医療）	おとな しんたいしょうがい 大人の身体障害	げんそく わりふたん しょとく じこ 原則1割負担（所得により自己 負担上限額あり）
じゅうどしんしんしょうがいじしゃいりょうひじょせいせいど 重度心身障害児者医療費助成制度	じゅうど しんたいしょうがい 重度の身体障害・ ちてきしょうがい 知的障害	ほけんいりょう じこ ふたんそうとうがく しょとく 保険医療の自己負担相当額（所得 制限あり）
なんびょういりょうひじょせいせいど 難病医療費助成制度	なんびょう 難病	げんそく わりふたん しょとく じこ 原則2割負担（所得により自己 負担上限額あり）
しょうにまんせいとくていしっぺいりょうひじょせいせいど 小児慢性特定疾病医療費助成制度	じどう なんびょう 児童の難病	げんそく わりふたん しょとく じこ 原則2割負担（所得により自己 負担上限額あり）

○必要な時に適切な医療を受けることができるよう、県ホームページを
活用し、医療機関や薬局等の情報提供を行います。

○医療ニーズの高い障害のある人や子供が住み慣れた地域で過ごすこ
とができるよう、高度な専門知識・技術をもった訪問看護師等の確保に
向けた支援を行います。

②地域リハビリテーション提供体制の整備

○高齢者ができるだけ長く健康で自立した生活を送るために、介護予防か
ら急性期・回復期・維持期まで連続したリハビリテーションの提供が
必要です。高齢者それぞれの状況に応じ適切なリハビリテーションを
提供できるように、地域包括支援センターでの専門職の活用などを支援
します。

ちいき すいしん ちゅうかく けん
○地域リハビリテーションを推進するため、中核となる県リハビリテ
ション支援センターを指定するほか、全ての老人福祉圏域で地域リハビ
レーション広域支援センターを指定し、地域の实情に応じてリハビ
レーションの提供体制の整備、充実を図ります。

③ 難病のある人に対する保健医療の充実

なんびょう ひと たい ほけんいりょう じゅうじつ
○難病や小児慢性特定疾病は発症してから確定診断まで時間を要する
場合が多いことから、できる限り早期に診断を受けることができる体制
を構築するとともに、診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受け
ることができる体制を確保します。

また、難病指定医等に対する研修を実施し、難病に関する医療の質
の向上を図ります。

わかやましんけいなんびょういりょう にゅういん う い さき しょうかい
○和歌山神経難病医療ネットワークでは、入院受け入れ先の紹介、
調整等、神経難病患者・家族の療養を支援します。

また、家族等の介護者の病気治療等により、一時的に在宅で介護を受け
ることが困難になった場合に、短期間、入院することが可能な病床を
確保する取組を推進します。

(3) 精神保健・医療施策の推進

① こころの健康づくり

けんりつほけんじょ せいしんほけん ふくしし ほけんし そうだん ほうもんかつどう
○県立保健所において精神保健福祉士や保健師による相談や訪問活動を
行うとともに、定期的に精神科医による「こころの健康相談」を実施す
ることで、身近な地域におけるこころの悩みや精神疾患に関する相談
体制を充実します。

○^{せいしんほけんふくし}精神保健福祉センターにおいて、^{そうだん}ストレス相談、^{ししゅんき}思春期の^{なや}悩み相談や、^{やくぶつ}アルコールや^{とう}薬物、^{いそんとう}ギャンブル等の^{せんもんせい}依存等の^{たか}専門性の^{もんだい}高い問題について
の^{そうだんぎょうむ}相談業務を^{きょうか}強化します。

○^{しょうがい}障害のある^{じどうせいと}児童生徒の^{じこりかい}自己理解を^{ひとり}すすめ、^{ひとり}一人ひとりの^も持てる^{ちから}力を^の伸ばすとともに、^{しゅうい}周囲の^{じどうせいと}児童生徒の^{しょうがい}障害に関する^{かん}理解を^{りかい}深めるため、^{ふか}スクールカウンセラーの^{はいちかくじゅう}配置^{すす}拡充を進めます。

○^{じぜんたいおう}事前対応・^{ききたいおう}危機対応・^{じごたいおう}事後対応の^{かくだんかい}各段階に^{おう}応じた^{じさつたいさく}自殺対策を^{おこな}行うため、^{いりょう}医療、^{ふくし}福祉、^{きょういく}教育、^{ろうどうとう}労働等の^{かんけいだんたい}関係団体が^{じょうほうきょうゆう}情報共有を^{はか}図りながら、^{じさつ}自殺に関する^{かん}教育・^{きょういく}啓発活動、^{けいはつかつどう}相談体制の^{そうだんたいせい}充実及び^{じゅうじつおよ}自殺未遂者や^{じさつみすいしゃ}自死遺族^{じしいぞく}の^{しえんとう}支援等に^{とく}取り組みます。

○^{しゃ}ひきこもり者の^{しえん}支援を^{おこな}行うため、^{せいしんほけんふくし}精神保健福祉センターや^{ほけんじょ}保健所において、^{そうだん}相談や^{そうだん}相談につながる^{けいはつ}啓発を^{おこな}行います。また、^{かていほうもん}家庭訪問や^{いばしょ}居場所の^{ていきょうとう}提供等を行う「^{おこな}ひきこもり」^{しゃしゃかいさんか}者社会参加支援センターをはじめ、^{わかもの}若者^{しえん}支援、^{きょういく}教育、^{ふくし}福祉、^{ろうどうとう}労働等の^{かんけいきかん}関係機関と^{じょうほうきょうゆう}情報共有しながら、^{それぞれ}それぞれの^{やくわり}役割の中で^{なか}ひきこもり者を^{しゃ}就^{しゅうろう}労や^{ひつよう}必要な^{いりょう}医療・^{ふくし}福祉サービスにつなげます。

②^{せいしんしっかん}精神疾患の^{そうきはっけん}早期発見・^{ちりょう}治療

○^{たよう}多様な^{せいしんしっかん}精神疾患の^{そうきはっけん}早期発見・^{そうきちりょう}早期治療を^{すいしん}推進するため、^{せいしんかびょういん}精神科病院と^{しんりょうじょ}診療所が^{じょうほう}情報共有や^{きょうゆう}役割分担を^{やくわり}しながら^{ふんだん}適切な^{てきせつ}医療を^{いりょう}提供^{ていきょう}する^{れんけいたいせい}連携体制を^{こうちく}構築します。

○夜間、休日^{やかん きゅうじつ}の急な^{きゅう}精神疾患^{せいしんしっかん}の発症^{はっしょう}、症状^{しょうじょう}の悪化^{あつか}に対する^{たい}相談^{そうだん}に応じ、
緊急^{きんきゅう}の入院^{にゅういん}に対応^{たいおう}するため、精神科病院^{せいしんかびょういん}の空床^{くうしょうかくほ}確保^{つと}に努めます。ま
た、精神科救急情報センター^{せいしんかきゅうきゅうじょうほう}において、受診^{じゆしん}の必要性^{ひつようせい}や緊急性^{きんきゅうせい}を
見極め^{みきわ}、適切な^{てきせつ}精神科医療^{せいしんかいいりょう}受診^{じゆしん}を支援^{しえん}します。

○在宅^{ざいたく}の未治療者^{みちりょうしゃ}や治療中断者^{ちりょうちゅうだんしゃ}を医療^{いりょう}、福祉^{ふくし}、保健サービス^{ほけん}につなげる
ため、精神医療^{せいしんいりょう}に関する^{かん}専門職^{せんもんしよく}チーム^{せっち}(アウトリーチチーム)を設置^{せっち}し、
訪問^{ほうもん}や相談^{そうだん}等^{とう}に取り組^くみます。

○認知症^{にんちしょう}の早期^{そうきはっけん}発見^{そうきちりょう}・早期治療^{いりょうたいせい}につなげる^{じゅうじつ}医療体制^{いりょうたいせい}を充実^{じゅうじつ}するため、か
かりつけ医^いや歯科医師^{しかいし}、薬剤師^{やくざいし}、病院勤務^{びょういんきんむ}の看護職員^{かんごしよくいん}を対象^{たいしょう}とした
研修^{けんしゅう}を実施^{じっし}し、認知症対応能力^{にんちしょうたいおうのうりよく}の向上^{こうじょう}を推進^{すいしん}します。

○認知症^{にんちしょう}の人が^{ひと}地域^{ちいき}で安心^{あんしん}して生活^{せいかつ}ができるよう、和歌山県立医科大学^{わかやまけんりつ い か だいがく}
附属病院^{ふぞくびょういん}・国保日高総合病院^{こくほ ひ だかそうごうびょういん}・南和歌山医療センター^{みなみわ か や まいりょう}を「認知症疾患^{にんちしょうしっかん}
医療センター^{いりょう}」に指定^{してい}し、専門的医療^{せんもんてきいりょう}の提供^{ていきょう}、地域の保健医療^{ちいき ほけんいりょう}・介護機関^{かいごきかん}
等^{とう}との連携^{れんけい}や研修^{けんしゅう}の実施^{じっし}により、地域^{ちいき}において^{にんちしょう}認知症^{そうき}を早期^{はっけん}に発見^{はっけん}し、
診断^{しんだん}・治療^{ちりょう}につなげる^{いりょうたいせい}医療体制^{こうちく}を構築^{こうちく}します。

○精神障害^{せいしんしょうがい}のある人^{ひと}が、地域^{ちいき}の一員^{いちいん}として安心^{あんしん}して自分らしく暮らすこ
とができるよう、各圏域自立支援協議会^{かくけんいきじりつしえんきょうぎかい}において、課題解決^{かだいかいけつ}に取り組^くみ、
医療^{いりょう}、福祉^{ふくし}、住まい^す、社会参加^{しゃかいさんか}(就労^{しゅうろう})、地域^{ちいき}の助け合い^{たす あ}、教育^{きょういく}等^{とう}が包括的^{ほうかつてき}
に確保^{かくほ}された「地域包括ケアシステム^{ちいきほうかつ}」を構築^{こうちく}します。

○県内で新たに精神科の診療をはじめめる医師に対する返還免除付き
 研修・研究資金の貸与を行い、公立病院で不足する精神科医師の
 確保を図ります。

◎保健・医療における数値目標

		2016年度	2022年度
スクールカウンセラーの配置 率	小学校	39.3%	100.0%
	中学校	84.7%	
	高等学校及び特別支援学校	95.1%	

※「第3期和歌山県教育振興基本計画」（2018～2022年度）の目標値

6. 住みやすい生活環境づくりの推進

○障害のある人の自立と社会参加を進めるため、障害のある人の安全に配慮した生活環境づくりが大切です。

○障害のある人が地域で安全に生活できるよう、「和歌山県福祉のまちづくり条例」に基づき、歩道、建物、公共交通機関等のバリアフリー化に取り組みます。

(1) 住宅・建築物等のバリアフリー化の推進

○バリアフリーが施されていない建築物については、改築や改修にあわせてバリアフリー化を働きかけます。

既存の民間施設のバリアフリー化を支援するために、アドバイザー（建築士）を派遣し、バリアフリー改修時の技術的なポイントについてアドバイスします。

○県営住宅のバリアフリー化を進めます。また、入居者募集の際、障害のある人等に優先枠を設け、入居機会の拡充を図ります。

(2) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

① 公共交通機関のバリアフリー化の推進

○障害のある人をはじめ、県民誰もが利用しやすいよう鉄道駅のバリアフリー化整備やノンステップバスの導入等を推進します。

② 安全な交通の確保

○歩行空間のバリアフリー化を推進するため、バリアフリー型信号機及び横断歩道上のエスコートゾーンの新設及び更新を実施します。

つうこう あんぜん かくほ ほうどうじょう だんさかいしょう てんじ せっち
 ○通行の安全を確保するために、歩道上の段差解消、点字ブロックの設置、
 むでんちゅうかとう すいしん
 無電柱化等を推進します。

せいかつかんきょう すうちもくひょう
 ◎生活環境における数値目標

	ねんど 2016年度	ねんど 2020年度
けんえいじゅうたく かせいび 県営住宅のバリアフリー化整備（※）	28%	30%

わかやまけんちいきじゅうたくせいびけいかく もくひょうち
 ※「和歌山県地域住宅整備計画」の目標値

	ねんど 2020年度	ねんど 2023年度
がたしんごうき せっち しんきせっち きせつかいりょう ぶく バリアフリー型信号機の設置（新規設置と既設改良を含めた ごうけい 合計）	こうさてん 30交差点	こうさてん 30交差点
おうだんほうじょう せっち しんきせっち きせつかいりょう 横断歩道上のエスコートゾーンの設置（新規設置と既設改良 ぶく を含めた合計）	こうさてん 12交差点	こうさてん 12交差点

ねんど もくひょうすうち ねんど ねんど ねんかん もくひょうすうち
 ※2020年度の目標数値は、2018年度から2020年度までの3年間の目標数値です。

ねんど もくひょうすうち ねんど ねんど ねんかん もくひょうすうち
 ※2023年度の目標数値は、2021年度から2023年度までの3年間の目標数値です。

7. 情報・コミュニケーションに係る支援の促進

○障害のある人が円滑に情報を入手し、意思疎通コミュニケーションを行えるよう、障害特性に応じた情報提供及び意思疎通支援に取り組みます。

○障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、環境整備に取り組みます。

○手話やろう者に対する県民の理解の促進や、手話の習得の機会の確保等、手話を使いやすい環境づくりを推進します。

(1) 情報バリアフリー化の推進

① ITの活用

○障害のある人の情報入手を支援するため、障害のある人を対象としたパソコン操作等の講習会を開催します。

○音声読み上げソフト等を導入したパソコンの操作等を支援するボランティアを養成し、希望する障害のある人の自宅に派遣します。今後もより多くの障害のある人にボランティアの派遣が利用されるよう、周知の徹底を図ります。

② アクセシビリティ向上

○障害のある人に配慮し、県広報紙「県民の友」の「点字版」「音声版」を制作し、希望者に配付します。併せて、県ホームページ上にも「音声版」データを掲載します。また、和歌山県テレビ広報番組「きのくに21」において手話通訳映像を挿入し、放送します。

しょうがい ひと はいりょ けんぎかい てんじばん おんせいばん せいさく
○障害のある人に配慮し、「県議会だより」の「点字版」「音声版」を制作
し、希望者に配付します。また、和歌山県議会テレビ広報番組として「県
ぎかいしゅわ ほうそう
議会手話だより」を放送します。

しょうがい ひと だれ けんせい じょうほう きのう ししょう りよう
○障害のある人をはじめ、誰もが県政の情報や機能を支障なく利用できる
けん さくせい すいしん
ような県ホームページの作成を推進します。

てんじ ぶんしょ う い たいせい ととの しかくしょうがい ひと けんせい
○点字による文書を受け入れる体制を整え、視覚障害のある人の県政に
たい いけん ようぼう ひろ う い
対する意見や要望を広く受け入れます。

(2) 情報提供の充実

① 障害特性に応じた情報提供

しょうがいとくせい おう じょうほうていきょう
○障害福祉課及び各振興局健康福祉部に手話通訳者を配置し、聴覚
しょうがい ひと じょうほうほしょう おこな
障害のある人の情報保障を行います。

てんじとしょかん ちょうかくしょうがいしやじょうほう きのう あわ も
○「点字図書館」と「聴覚障害者情報センター」の機能を併せ持った
わかやまけんしちょうかくしょうがいしやじょうほうていきょうしせつ へいせい ねんどかいせつ
「和歌山県視聴覚障害者情報提供施設」（平成29年度開設）におい
しかくしょうがい ひと ちょうかくしょうがい ひと じょうほうていきょうとう おこな
て、視覚障害のある人や聴覚障害のある人に情報提供等を行います。
す。

てんじとしょかん てんじとしょ ろくおんとしょ せいさく かしたし てんやくしや ろうどくしや
点字図書館では、点字図書・録音図書の制作や貸出、点訳者や朗読者の
ようせいおよ はけん しかくしょうがい ひと かん そうだんとう おこな
養成及び派遣、視覚障害のある人に関する相談等を行います。

ちょうかくしょうがいしやじょうほう しゅわ じまくい かしたし しゅわつう
聴覚障害者情報センターでは、手話・字幕入りDVDの貸出、手話通
やくしや ようやくひつきしや ようせいおよ はけん でんわきのう えんかくしゅわ かつよう
訳者や要約筆記者の養成及び派遣、テレビ電話機能（遠隔手話）を活用
そうだん ちょうかくしょうがい ひと こうりゅうかいとう じっし
した相談、聴覚障害のある人の交流会等を実施します。

○^{けんりつとしょかん}県立図書館において、^{しかくしょうがい}視覚障害のある人に対して、^{ひと たい}対面朗読や^{たいめんろうどく}電話で
^{ちほうしんぶん}の地方新聞の朗読を行います。また、^{しょうがい}障害のある人の^{ひと きぼう}希望に^{おう}応じて
^{しりょう}資料の^{ゆうそうかしだしとう}郵送貸出等を^{おこな}行います。

○^{しょうがい}障害のある人の^{ひと}選挙の^{せんきょ}投票^{とうひょうきかい}機会を^{かくほ}確保するため、^{しちょうそん}市町村と^{れんけい}連携し、
^{せんきょこうほう}選挙公報の^{てんじばん}点字版、^{おんせいばんおよ}音声版及び^{かくだいもじばん}拡大文字版や^{てんじ}点字による^{しめいけいじさくせい}氏名揭示作成
^{とう}等、^{とうひょうかんきょう}投票環境のさらなる^{こうじょう}向上に^と取り^く組みます。

②^{い し そつうしえんしゃ}意思疎通支援者の^{ようせい}養成・^{かくほ}確保

○^{しゅわつうやくしゃ}手話通訳者や^{ようやくひつきしゃ}要約筆記者を^{ようせい}養成し、^{ちょうかくしょうがい}聴覚障害のある人が^{ひと}参加する^{けん}県
^{しゅさいぎょうじ}主催行事、^{ふくすう}複数の^{しちょうそんじゅうみん}市町村住^{さんか}民が^{かいぎ}参加する^{こうえんかいとう}会議や^{はいち}講演会等に^{はいち}配置します。

○^{もう}盲ろう者の^{しゃ}自立と^{じりつ}社会^{しゃかいさんか}参加を^{すいしん}推進するため、^{もう}盲ろう者が^{しゃ}外出する^{がいしゅつ}際に
^{およ}コミュニケーション及び^{いどう}移動の^{しえん}支援を^{おこな}行う^{もう}盲ろう者向け^{しゃ}通訳・^む介助員
^{ようせい}を^{はけん}養成し、^{はけん}派遣します。

○^{しゅわほうしん}手話奉仕員や^{しゅわつうやくしゃ}手話通訳者の^{はか}スキルアップを図るための^{こうしゅうかい}講習会を開催し
^{かいさい}ます。

③^{しゅわ}手話の^{ふきゅう}普及・^{すいしん}推進

○^{けんみん}県民、^{じぎょうしゃとう}事業者等が、^{しゃ}ろう者や^{しゅわ}手話に関する^{かん}理解を^{りかい}深めることができる
^{かつよう}よう、QRコードを活用した^{どうがはいしん}動画配信、^{けんこうほうばいたい}県広報媒体（^{けんみん}県民の友、^{けん}県ホー
^{とう}ムページ等）や「^{けんせい}県政おはなし講座」「^{こうざ}あいサポート^{けんしゅう}研修」等を^{とう}活用し、
^{しゅわ}手話についての^{けいはつ}啓発を^{すす}進めます。

○手話の普及を図るため、県民が身近な地域で手話に触れるきっかけとなる初心者向け講座を開催します。また、挨拶等の簡単なやり取りができるレベルを目指す連続講座を開催します。

○窓口で手話によるあいさつや筆談を交えて自己紹介や用件確認等の基本的な対応ができるよう、県職員、市町村職員、事業所職員を対象とした研修を行います。

○学校における手話の普及を促進するため、ろう学校全職員を対象とした研修や、聴覚に障害のある子供が通う幼稚園、学校等の教員に対する研修を行います。

◎情報・コミュニケーションにおける数値目標

	2016年度	2020年度	2023年度
パソコンボランティア登録者数	218人	263人	293人
手話通訳者登録者数	71人	90人	105人
要約筆記者登録者数	98人	175人	235人
盲ろう向け通訳・介助員登録者数	136人	191人	231人
手話通訳者派遣件数	92件	248件	257件
要約筆記者派遣件数	47件	99件	108件
盲ろう者向け通訳・介助員派遣利用件数	349件	500件	650件

8. 防災対策の推進

- 本県では、地震、津波、風水害などの災害による「犠牲者ゼロ」を実現するため、防災・減災対策を最優先で実行しています。その中で、障害のある人等、災害時に配慮が必要となる方々への取組をより一層推進します。
- 災害発生時の被災者へのこころのケア支援体制の充実を図ります。

(1) 被災時の避難対策等

- 災害発生時、聴覚障害のある人には「防災わかやまメール配信サービス」を活用して迅速に情報提供を行います。視覚障害のある人には市町村の防災行政無線、テレビやラジオ等音声を活用した情報提供を行います。また、誰もが安全に避難できるよう、様々な手段によって、気象情報、避難情報や避難所開設情報等、必要な情報を提供します。

- 住民のプライバシーに配慮を行いつつ、障害のある人の状況把握に努め、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の定期的な更新及び避難支援関係者への名簿の事前提供を市町村に働きかけます。
- また、個々の避難行動要支援者に対する避難支援体制についての個別計画作成、情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備等、避難行動要支援者の安全確保に取り組むよう併せて働きかけます。

- 災害発生時には、障害のある人もない人もまずは最寄りの一般避難所へ避難し、その後、一般避難所での長期の避難生活が困難である障害のある人については、それぞれの障害特性に応じた福祉避難所を開設し

たいおう
て対応していくこととなっています。

ふくしひなんじょ てきせい けんすう かくほ ひ つづ しちょうそん はたら
福祉避難所の適正な件数の確保を引き続き市町村に働きかけます。

また、ろう者が集まる福祉避難所には手話通訳を配置するなど、障害のある人が安心して過ごせる避難所の運営に取り組みます。

しょうがい ひと ささ ひごろ かつどう かんけい さいがいじ
○障害のある人を支えるボランティアの日頃の活動や関係が災害時にも
い けんしゃかいふくしきょうぎかい せっち けんさいがい
活かされるよう、県社会福祉協議会に設置した県災害ボランティアセン
ターの取組（災害時対応訓練等）を支援するとともに、災害時に迅速な
たいおう さいがい とうろく ようせい そくしん
対応ができる災害ボランティアの登録・養成を促進します。

なんびょうかんじゃ しょうにまんせいとくていしっぺいじどうおよ かぞく さいがいたいさく
○難病患者や小児慢性特定疾病児童及びその家族の災害対策として、
さいがいたいさくけんしゅうかい けいぞくてき かいさい
災害対策研修会を継続的に開催します。

また、市町村、保健所、訪問看護ステーション、介護事業所、医療機関
とう れんけい じんこうこきゅうきしようしゃ ざいたく りょうよう じゅうしやうなんびょうかんじゃとう
等と連携し、人工呼吸器使用者など在宅で療養する重症難病患者等
とくせい ふ こべつしえんけいかく さくてい すす
の特性を踏まえた個別支援計画の策定を進めます。

(2) その他の災害対策

どしゃさいがい ほうし ひがいけいげん どしゃさいがいけいかいくいきとう してい すいしん
○土砂災害の防止・被害軽減のために、土砂災害警戒区域等の指定を推進
し、警戒避難体制の整備を促進するとともに、防災拠点や避難場所、
ようはいりよしゃりょうせつ ほぜんたいしやう どしゃさいがいきけんかしよ
要配慮者利用施設が保全対象となっている土砂災害危険箇所につい
て、引き続き重点的に整備を進めます。

さいがいはっせいじとう きんきゅうしえんたいせい きょうか はか さいがいはけん
○災害発生時等の緊急支援体制の強化を図るため、DPAT（災害派遣
せいしんいりやう せいび さいがいはっせいじ はけん ひつよう ちしき
精神医療チーム）を整備します。また、災害発生時の派遣に必要な知識
こうじやう はか しちょうそん ほけんじよ せいしんかびやういん しよくいん たい
の向上を図るため、市町村、保健所、精神科病院の職員に対して、

DPATの活動内容や災害時の精神保健福祉活動等に関する研修をおこないます。

◎防災における数値目標

	2016年度	2020年度	2023年度
個別計画策定市町村数	4市町	30市町村	30市町村